

## <報道発表資料>

令和8年3月24日

### 職員の懲戒処分について

#### 1 事件の概要

当該職員は、下記の非違行為を行った。

- (1) 令和6年度に在籍していた所属の共用ロッカーに保管されていた雨具2点を窃取し、フリーマーケットアプリを通じて計20,500円で売却した。
- (2) 旅費の申請に当たり、実際の行程・移動手段とは異なる内容により過大に請求し、令和5年度から令和7年度にかけ、96件・計51,683円を不正に受給した。
- (3) 県内自治体の審議会に委員として出席するに当たり、県から旅費を支給されているにもかかわらず費用弁償を要求して、6回・計6,000円を自身の口座に入金させた。

#### 2 処分の内容

##### (1) 対象職員

水道整備事務所長 岸本 貴志 (きしもと たかし) 男性 56歳

##### (2) 処分内容

免職

##### (3) 処分年月日

令和8年3月24日 (火曜日)

##### (4) 処分理由

当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。